

宮代町議会情報セキュリティ基本方針

令和8年8月18日 策定

宮代町議会

宮代町議会情報セキュリティ基本方針

1. 目的

この基本方針は、本町議会の保有する情報資源の機密性、完全性及び可用性を確保するため、不正アクセス等の様々な脅威に対する情報セキュリティ対策の基本的な考え方を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ、タブレット端末等を相互に接続するための通信網とその構成機器（ハードウェア・ソフトウェアを含む。）から成り立つもの。

(2) 情報システム

コンピュータ、タブレット端末、ネットワーク及び電磁的記録媒体から構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

議会が所管する情報システム及びネットワーク並びにこれらに関する設備、電磁的記録媒体及びこれらにより処理、保管又は出力される全ての情報（媒体の形式、形態、材質を問わず開発と運用に係る全てのデータを含む。）をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 適用する範囲

本基本方針が適用される範囲は、宮代町議会とする。ただし、議会事務局が行政ネットワークを使用する際は、宮代町情報セキュリティ基本方針を適用する。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 議員等の遵守義務

議員及び議会事務局職員（会計年度任用職員を含む。）等（以下「議員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

上記3で掲げられた脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類及び管理

本議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

タブレット端末、通信回線及び議員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報セキュリティ基本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティ基本方針の運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、宮代町議会情報セキュリティ緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託及び外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。また、委託事業者についても議員等に準じて情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7. 自己点検の実施

情報セキュリティ基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティ基本方針の見直し

自己点検の結果、情報セキュリティ基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティ基本方針を見直す。

9. 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。